

議案第78号

多可町コミュニティバスの運行に関する条例の一部を改正する条例の制定について

多可町コミュニティバスの運行に関する条例（平成17年多可町条例第23号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

令和元年12月3日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町コミュニティバスの運行に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

多可町コミュニティバスの運行に関する条例（平成17年多可町条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条中「運行する次のものをいう。」を「西脇直行バス（多可町と西脇市駅を結ぶバス）を運行する。」に改め、同条各号を削る。

第5条中「、西脇市から多可町及び加西市から多可町区間の在来の路線バスを対象に」を「、西脇市又は加西市から多可町区間の路線バス及び多可町内の路線バスを対象に」に改め、「料金で多可町民」の次に「及び町外からの多可高等学校通学者」を加える。

附 則

この条例は、令和2年3月30日から施行する。ただし、第5条の改正規定中「料金で多可町民」の次に「及び町外からの多可高等学校通学者」を加える部分は、令和2年4月1日から施行する。

## 多可町コミュニティバスの運行に関する条例の新旧対照表

現 行	改 正
<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> コミュニティバスは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けた路線として<u>運行する次のものをいう。</u></p> <p>(1) <u>町内巡回バス 多可町内を巡回するバス</u></p> <p>(2) <u>西脇直行バス 多可町と西脇市駅を結ぶバス</u></p> <p>(路線バスへの運賃助成)</p> <p><b>第5条</b> 町長は、コミュニティバスの運行に合わせ、多可町民が等しく公共交通を利用できることを目的として、<u>西脇市から多可町及び加西市から多可町区間の在来の路線バスを対象に、コミュニティバスの運賃に準じた料金で多可町民が利用できる運賃助成施策を講じるものとする。</u></p>	<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> コミュニティバスは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けた路線として<u>西脇直行バス（多可町と西脇市駅を結ぶバス）を運行する。</u></p> <p>(路線バスへの運賃助成)</p> <p><b>第5条</b> 町長は、コミュニティバスの運行に合わせ、多可町民が等しく公共交通を利用できることを目的として、<u>西脇市又は加西市から多可町区間の路線バス及び多可町内の路線バスを対象に、コミュニティバスの運賃に準じた料金で多可町民及び町外からの多可高等学校通学者が利用できる運賃助成施策を講じるものとする。</u></p>